

発議第4号

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月26日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 中島 賢治

千葉県条例第 号

千葉県議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
 千葉県議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉県条例第
 39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
 下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(定義) 第2条 [略] 2～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>以下</u> 「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略]			(定義) 第2条 [略] 2～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項</u> において「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略]		
(利用及び提供の制限) 第12条 [略] 2～4 [略] 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第30条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(利用及び提供の制限) 第12条 [略] 2～4 [略] 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
[略]			[略]		
第39条 第1項第 1号	又は第12条 第1項及び第 2項の規定に 違反して利用 されていると き	第12条第5 項の規定によ り読み替えて 適用する同条 第1項及び第 2項（第1号 に係る部分に 限る。）の規 定に違反して 利用されてい るとき、番号 利用法第20 条の規定に違 反して収集さ れ、若しくは	第39条 第1項第 1号	又は第12条 第1項及び第 2項の規定に 違反して利用 されていると き	第12条第5 項の規定によ り読み替えて 適用する同条 第1項及び第 2項（第1号 に係る部分に 限る。）の規 定に違反して 利用されてい るとき、番号 利用法第20 条の規定に違 反して収集さ れ、若しくは

		保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第2条第9項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
 第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) [略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与**又は報酬、福利厚生**に関する事項**その他**これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

3 [略]

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、**議会の保有する**自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人

		保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第2条第10項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
 第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（**第3項において**「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) [略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与**若しくは報酬若しくは福利厚生**に関する事項**又は**これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

3 [略]

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人

又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
第28条 [略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) ・ (2) [略]

3 [略]

（訂正請求権）
第32条 [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 [略]

（訂正請求の手続）
第33条 [略]

2 [略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）
第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているとき

又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
第28条 [略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) ・ (2) [略]

3 [略]

（訂正請求権）
第32条 [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 [略]

（訂正請求の手続）
第33条 [略]

2 [略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）
第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているとき

は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下**この章及び第49条において**「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 [略]

(利用停止請求の手続)

第40条 [略]

2 [略]

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下**この章において**「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、**第4章**（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定 **その他** 開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情

は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 [略]

(利用停止請求の手続)

第40条 [略]

2 [略]

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、**前章**（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定**に資する情報の提供** **その他** 開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情

報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の**懲役**又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の**懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の**拘禁刑**又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表の改正規定は令和7年4月1日から、第54条から第56条までの改正規定は同年6月1日から施行する。
- 2 第54条から第56条までの改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の一部改正等に伴う規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。